

電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)	1
○特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)	3

改 正 案	現 行
（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法） 第二条 小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十七条第二項第一号において同じ。）は、法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならぬ。 2・3 （略） （借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額） 第四条 法第二十八条の五十五第三項の政令で定める額は、三兆八千七百七十億円とする。 （エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定への納付手続）	（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法） 第二条 小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十六条第二項第一号において同じ。）は、法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならぬ。 2・3 （略） （借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額） 第四条 法第二十八条の五十五第三項の政令で定める額は、一兆七千四百七十億円とする。

第四十四条 卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定により納

付する各事業年度の利益金は、当該事業年度の翌事業年度の七月三十一日までにエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付しなければならない。

2 卸電力取引所は、前項の規定により利益金を納付するときは、当該利益金の計算書（次項において単に「計算書」という。）に、当該事業年度の損益計算書その他の当該利益金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、当該事業年度の翌事業年度の七月三十一日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

第四十五条～第四十八条（略）

（新設）

第四十四条～第四十七条

（略）

改 正 案	現 行
（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等） 第五十一条（略） 2（略） 3 法第八十五条第五項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一・二（略） 4 法第八十五条第五項第一号へに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一〇十二（略） 5〃7（略）	（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等） 第五十一条（略） 2（略） 3 法第八十五条第五項第一号ニに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一・二（略） 4 法第八十五条第五項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一〇十二（略） 5〃7（略）